共同保険に関する特約(日商サイバー用)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」 による場合のほか、次表のとおりとします

			外長のこのうことはす。
I		用語	説明
ſ	IJ	引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約が引受保険会社による共同保険契約である場合に適用されます。

第2条(独立責任)

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険 会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連 帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として 指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領および その告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する 裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- 8 その他上記①から⑦までの事務または業務に付随する事項

第4条(取扱保険会社の行う事項)

取扱保険会社(注)は、全ての引受保険会社のために次の各号に掲げる 事項を行います。

- ① 保険加入の申込を依頼する書類(以下「加入申込票」といいます。)の 受領
- ② 加入申込票の記載事項中重要な事項についての事実の告知にかかわる 書類等の受領および承認
- ③ 加入申込票の記載事項中重要な事項についての更正の申し出にかかわる書類等の受領および当該申し出の承認
- ④ 加入申込票の記載事項の変更についての申し出および変更内容の承認 を証する書類等の受領
- ⑤ 普通保険約款第13条(通知義務)(1)に規定する変更内容の承認を 証する書類等の受領
- ⑥ 上記④および⑤の変更内容の承認を証する書類等に対する承認
- ⑦ 普通保険約款第15条(保険契約に関する調査)に規定する調査
- ⑧ 普通保険約款第28条(損害賠償請求等の通知)(1) および(2)、

サイバーセキュリティ特約第12条(事故の通知)(1)、プロテクト費用補償特約第6条およびサイバーセキュリティ拡張補償特約第2章プロテクト費用補償条項第6条(情報セキュリティ事故発生の通知)(1)に規定する通知にかかる書類等の受領。ただし、幹事保険会社に保険事故にかかわる処理を一任した取扱保険会社については、本号の規定を適用しませか。

- ⑨ 普通保険約款第33条(保険金の請求)(3)および(4)に規定する 保険金請求に関する書類等の受領。ただし、幹事保険会社に保険事故に かかわる処理を一任した取扱保険会社については、本号の規定を適用し ません。
- 領 損害の査定、保険金支払のために必要な調査、保険金等の支払および 引受保険会社の権利の保全。ただし、幹事保険会社に保険事故にかかわ る処理を一任した取扱保険会社については、本号の規定を適用しません。
- ① その他前各号の事務または業務に付随する事項
- (注) 取扱保険会社とは、取扱代理店が所属する保険会社をいいます。取扱 代理店とは、本制度の加入対象者に対し保険料集金事務以外の本制度加入 のための代理店事務を行う一般代理店をいいます。

第5条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第3条(幹事保険会社の行う 事項)に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみな します。

第6条(保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

保険料支払に関する特約(日商サイバー用)

第1条(保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相 当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い 込むものとします。

第2条 (保険料領収前の損害賠償請求)

保険期間が始まった後でも、記名被保険者が保険契約者に対して負担すべき保険料相当額を負担しない場合は、当社は、始期日から、その保険料相当額を含んだ保険料を領収するまでの間に生じたその記名被保険者にかかる事故または事由による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条(保険料不払の場合の当社による保険契約の解除)

当社は、記名被保険者が契約者に対して負担すべき保険料相当額を負担 しない場合は、保険契約者および記名被保険者に対する書面による通知を もって、この保険契約を解除することができます。

第4条(保険契約解除の効力)

第3条(保険料不払の場合の当社による保険契約の解除)の規定による 解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。